

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和8年9月11日

関東信越国税局長

記

公売の 日 時	公売の開始及び 締切の日時	令和8年10月6日 午前10時30分から 午前11時00分まで
公 売 の 場 所	栃木県芳賀郡益子町大字益子706－2	
公 売 の 方 法	期日入札（公売公告別紙2に記載する売却区分ごとに売却する。）	
開 札 の 日 時	令和8年10月6日	午前11時01分
開 札 の 場 所	栃木県芳賀郡益子町大字益子706－2	
売 却 決 定 の 日 時	令和8年10月6日	午前11時15分
売 却 決 定 の 場 所	栃木県芳賀郡益子町大字益子706－2	
買受代金の納付期限	令和8年10月6日	午後0時30分
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。	
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。	
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出	公売財産上に質権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を関東信越国税局特別整理総括第二課に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、当局特別整理総括第二課公売担当にあります。	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者	
そ の 他 公 売 条 件 等	公売公告別紙1のとおり	
公 売 財 産 の 表 示	公売公告別紙2のとおり。 なお、公売公告の内容はインターネット上にある国税庁の公売情報ホームページでも閲覧ができます。 公売情報ホームページにおいて、公売公告別紙2は物件情報PDFをご覧ください。 また、物件明細の一部を国税局受付（20階）に備え置いています。	
公 売 保 証 金		
見 積 価 額		

そ の 他 公 売 条 件 等

1 入札書の提出

入札書には、住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称）、公売財産の売却区分番号、入札価額その他必要な事項を記載してください。また、入札書には鮮明な字体で記載し、訂正及び抹消をしないでください。

なお、書き損じた場合は、新たな入札書を作成してください。

入札書は、入札時間内に入札箱に投入してください。

2 売却決定

公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって行います。